平成２７年（フ）第１６９号
函館市川原町３番19号
債務者　古川　　毅
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
函館市神山３丁目53番１号
債務者　三浦　英子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
岐阜県安八郡神戸町大字中沢15番地の２　サンシティ中沢207号
債務者　山田　明史
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
長崎県大村市久原１丁目579番地２　エーブリッジ久原201号、旧住所長崎県大村市西三城町13番地６　リマーク三城203号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
青森県上北郡おいらせ町青葉８丁目140番地927
債務者　新山　政一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１４３号
高知市十津５丁目７番１号　市住194号
債務者　吉田　晴夏
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６２号
平成26年９月27日までの住所岩手県岩手郡雫石町西根上駒木野166番地８、現在の住所岩手県以下秘匿
債務者　菊地　敦子（旧姓駒木野）（昭和53年６月３日生）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１６４号
群馬県前橋市天川大島町２丁目18番地１　24号
債務者　尾高　正春
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４９９号
さいたま市桜区大字白鍬104番地７
債務者　遠藤　義治
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５３１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―20―106
債務者　山崎　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５３８号
さいたま市見沼区島町1217番地１　レオパレスアイランドⅡ102号室
債務者　加藤　裕康
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６９号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号216
債務者　打越　義隆
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
さいたま市西区大字指扇2794番地１　アサヒハイツ302、旧住所さいたま市西区大字宝来1684番地３
債務者　西　　雄次（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
埼玉県草加市中根１丁目13番５―103号
債務者　上田　梨貴
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川151番地28、旧住所埼玉県春日部市中央１丁目８番地６島田ビル315号
債務者　鈴木　武士
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
埼玉県三郷市早稲田１丁目９番地18　ジュネス早稲田104
債務者　榮村　辰美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
岐阜県恵那市大井町1147番地365　アバンティⅡ107号
債務者　林　　良照
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部